

下請取引の適正化に関する行政評価・監視の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】公正取引委員会、経済産業省、国土交通省 【勧告日】平成30年8月10日 【1回目の回答日】平成31年3月15日（改善状況は2月28日現在）

調査の背景・趣旨

- ◆ 下請取引の適正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請法（下請代金支払遅延等防止法）や建設業法により、下請代金の支払遅延などの禁止や発注内容に関する書面交付の義務等が規定
- ◆ 国は、立入検査や親事業者に対する指導・勧告等を行うとともに、法制度の周知・啓発、相談窓口の設置、下請Gメンによる取引実態の把握などに取り組んでいる
- ◆ 一方、下請法違反の指導・勧告件数や国の相談窓口に対する相談件数は年々増加（図①②）しており、依然として「下請いじめ」はなくなっていない状況にある

⇒ 法制度の周知に係る取組や相談窓口における対応の状況及び課題のほか、下請事業者の行政ニーズ等を調査【※各行政機関への調査に加え、下請事業者187社からの個別ヒアリング及びアンケートによる意識調査（回答数2,701社）を実施】

1 法制度の周知・啓発

主な勧告事項（調査結果）

- 案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、受講機会の一層の確保
- 下請事業者の法制度の理解は十分とはいえない状況
 - ✓ 下請事業者の約7割は法の禁止行為を十分理解していない状況
- 事業者側には法制度の知識獲得へのニーズ等はあるが、国の講習会に実際に参加した者は少数（意識調査2.5%、実地調査11.8%）
 - ✓ 下請事業者からは、「制度を理解していないと親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになる」、「制度理解が親事業者に対する牽制効果となる」などの指摘あり。また、実際に参加した者の7割強が役に立ったと評価
- その主な理由（約7割）は、開催を知らないこと、及び、時間・場所の都合が合わないこと

図① 下請法に基づく指導・勧告件数
(公正取引委員会)



図② 相談受付件数（下請かけこみ寺）



主な改善措置状況

- 平成30年10月、関係団体に対する協力依頼において、下請取引適正化推進講習会の開催が下請事業者にも確実に周知されるよう、各団体による周知先に下請事業者も含まれることを明確にして協力依頼を実施（公正取引委員会、経済産業省）
- SNSやメールマガジン、新聞広告等を活用した講習会開催の周知の実施（公正取引委員会、経済産業省、国土交通省）
- 開催日・場所の見直しや講習会の会場規模の拡大による一層の受講機会の確保（公正取引委員会、経済産業省、国土交通省）

2 相談窓口※の対応

(※公正取引委員会(本局・地方事務所)、中小企業庁・経済産業局、下請かけこみ寺、地方整備局、都道府県において、下請事業者から個別事案の相談等を受け付け)

主な勧告事項(調査結果)

- 下請事業者に対する相談窓口の一層の周知を図ること
- 相談事案があっても実際に相談窓口を利用したことのある下請事業者は少数。主な理由は、窓口の存在を知らなかったことのほか、親事業者からの報復の恐れなど
⇒ 窓口周知の要望もあり、窓口の周知が必要。また、利用した者の半数は問題解決につながらなかったとしており、以下のとおり、周知以外の取組も必要

① 親事業者による報復の防止及び継続的なフォロー

- 親事業者からの報復の恐れへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること
- 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況(報復に関する状況)を把握する取組は行われていない
⇒ 報復のリスクがなくなると国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要
- 改善措置状況の的確なフォローアップを実施すること
- 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県において、事業者からの通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例あり

主な改善措置状況

- 平成31年以降、SNSを利用した、相談窓口の定期的な周知を予定(公正取引委員会)
- 下請事業者(約20万社)に対し、下請法に基づく書面調査(平成30年11月実施)を発送する際、相談窓口を記載したチラシを配付。また、同年12月、テレビドラマとタイアップした広報として、全国紙及び専門紙に広告を掲載し、相談窓口の周知・広報を実施(経済産業省)
- 平成30年9月、地方整備局に対し、建設業許可通知書等を下請事業者等に送付する際、各種相談窓口を記載したリーフレットを同封し、周知するよう通知するとともに、都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう要請(国土交通省)
- 下請かけこみ寺本部に対し、同本部作成のかけこみ寺事務処理マニュアルに相談対応後の親事業者との取引状況に関するフォローを盛り込むよう要請
これを受け、同本部は平成30年11月に当該マニュアルを改定し、相談対応後のおおむね半年を目途に、同本部が相談者からその後の親事業者との取引の継続状況等について聴取することとした(経済産業省)
- 「建設業法令遵守推進本部※」の平成31年度の活動方針に、相談対応後の取引状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組む予定(国土交通省)
- 「建設業法令遵守推進本部」の平成31年度の活動方針に、通報事案の改善措置状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組む予定(国土交通省)

(※「建設業法令遵守推進本部」…各地方整備局に設置され、毎年度策定する活動方針に基づき、建設業者の法令違反情報等の収集、報告徴収や立入検査の実施等を行っている。)

② 事案の処理結果の連絡

- 申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること
- 下請法違反の申告に関して、公正取引委員会は、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡しているが、中小企業庁及び経済産業局においては、申告者に処理結果を連絡していない
- 建設業法違反の通報に関して、地方整備局及び都道府県によって、通報者への処理結果の連絡に関する取扱いが異なっている

③ 問題解決への国の積極的な関与

- 下請かけこみ寺における下請法違反になり得る事案の取扱いについて、相談者の意思の確認方法の明確化や、運用ルールを徹底すること
- 下請かけこみ寺は、下請法違反になり得る相談事案については、相談者の意向に応じ指導等の権限を持つ経済産業局に取り次ぐこととされているが、相談者への意向確認が適切になされていないなどの例あり
- 経済産業局に取り次がれて必要な指導等がなされるべき事案が、取り次がれることなく埋没してしまうおそれ
- 建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと
- 地方整備局及び都道府県において、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示で処理完了とする取扱いとする例あり（10機関のうち8機関）

主な改善措置状況

- 平成30年12月、事務処理要綱を改定し、中小企業庁及び各経済産業局においても、申告者のうち希望者に対して処理結果を連絡することとした（経済産業省）
- 通報事案の処理結果の連絡方法等について関係機関から運用実態を聴取しており、都道府県への技術的な助言も含めて、引き続き対応を検討・整理（国土交通省）

- 下請かけこみ寺本部に対し、同本部作成のかけこみ寺事務処理マニュアルに、下請法違反になり得る事案について、相談者の行政による法の執行に関する意思の確認や、中小企業庁へ取り次ぐ事案の運用ルールを盛り込むよう要請
これを受け、同本部は平成30年11月に当該マニュアルを改定し、相談者の行政による法の執行に関する意思を明示的に確認することとしたほか、下請かけこみ寺から中小企業庁への取り次ぎ方法を明確化
全国の下請かけこみ寺相談員に対して、当該マニュアルの改定内容や今後の対応方法について研修を実施し、周知徹底を図った（経済産業省）

- 平成31年度に、地方整備局及び都道府県に対し、請負代金の支払に関する事案への対応方法について、相談者である下請負人から十分に事実確認を行った上で、必要に応じて元請負人からも事実確認を行うという考え方を周知徹底し、運用の統一化を図る予定（国土交通省）

下請取引の適正化に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

1 実施時期

平成29年8月～30年8月

2 対象機関

調査対象機関：公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、国土交通省

関連調査等対象機関：都道府県（10）、下請事業者（注）（187）、関係団体等

（注）調査時点において取引を行っていない事業者等も含まれていることから、下請法又は建設業法上の下請事業者（建設業法では下請負人という用語を使用している。）であるとは限らない（以下、調査対象とした「下請事業者」について同じ。）。

このほか、下請事業者に対する意識調査（「下請取引の適正化対策に関する意識調査」）を実施した。

調査対象：全国11の都道府県庁所在市に事業所を置く製造業者（資本金1,000万円以下）5,000社、建設業者（資本金500万円未満）5,000社、計10,000社

調査時期：平成29年11月13日～12月1日

回収結果：製造業1,493社、建設業1,208社、計2,701社（回収率27.0%）

【勧告日及び勧告先】

平成30年8月10日 公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

【回答年月日】

平成31年3月15日 公正取引委員会、平成31年3月15日 経済産業省、平成31年3月15日 国土交通省

※ 改善状況は、平成31年2月28日現在

【調査の背景事情】

- 我が国の全雇用の7割の受皿である下請等中小企業に、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現させるため、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の運用基準及び建設業法（昭和24年法律第100号）のガイドラインの改正（違反行為事例の追加など）・周知、親事業者に対する下請代金の支払条件の改善要請（代金の現金払いの原則化など）、コスト負担の適正化や支払条件の改善を重点課題とし、書面調査・立入検査の実施、個別の相談への対応、親事業者への勧告・指導など、親事業者と下請事業者との間の適正な取引慣行の普及・定着に向けて取り組んでいるところ。
- しかしながら、下請法違反行為に対する指導や下請取引に関する相談は年々増加しており、依然として親事業者からの不当な要求などはなくなっていないとの指摘がある。また、下請事業者の中には、制度の仕組みや法令で禁止されている行為を十分に理解できていない、禁止行為があっても取引関係の解消を恐れて国等に相談等を行わないという状況もみられる。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>1 法制度の周知・啓発の状況 (勧告要旨)</p> <p>公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、下請事業者の法制度に対する理解を増進する観点から、下請事業者のニーズ等を踏まえ、案内方法、開催時間・場所など講習会の運営を見直し、下請事業者の受講機会の一層の確保を図る必要がある。また、国土交通省は、都道府県に対して、講習会の運営について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下請法は、下請取引の適正化・下請事業者の利益保護のため、親事業者の遵守すべき義務（書面の交付など）や下請事業者に対して行ってはならない禁止行為（下請代金の支払遅延、下請代金の減額・買いたたきの禁止など）を規定。また、建設業に関しては、建設業法で下請事業者を保護 ○ 国は、法制度の周知のため、パンフレットの配布のほか、講習会等を全国で開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会は本局並びに各地の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部（以下「地方事務所・支所」という。）、中小企業庁は経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部（以下「経済産業局」という。）、国土交通省は北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下「地方整備局」という。）が各種講習会を開催 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は講習会等を実施しているものの、下請事業者の法制度の理解は十分とはいえない状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者の約7割は法の禁止行為を十分理解していない状況 ○ 事業者側には法制度の知識獲得へのニーズ等はあるが、国の講習会に実際に参加した者は少数（意識調査2.5%、実地調査11.8%） <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者からは、「制度を理解していないと親事業者の不当な要求や行為に応 	<p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>都道府県、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、事業者団体など735団体に対し、平成30年度下請取引適正化推進講習会の開催が下請事業者にも確実に周知されるよう、各団体による周知先の事業者の下請事業者も含まれることを明確にして協力依頼を実施した。</p> <p>(「下請取引適正化推進月間の実施について」(平成30年10月12日及び19日付け公正取引委員会事務総長、中小企業庁長官連名通知))</p> <p>(公正取引委員会)</p> <p>平成30年度下請取引適正化推進月間(11月)の広報において、TwitterやFacebookといったSNSを活用して、平成30年度下請取引適正化推進講習会のPRや下請法違反行為の事例に関する情報発信回数を、平成29年度は11回であったところ、14回に増やした。</p> <p>応用講習会^(注1)の実施について、平成30年度から、東京商工会議所、名古屋商工会議所、大阪商工会議所及び福岡商工会議所に対して周知を依頼し、一層の受講機会の確保を図った。また、収容人数の多い講習会会場で実施することとしたため、募集定員が平成29年度より260人増加した。</p> <p>(注1) 応用講習会とは、下請法等の基礎知識の習得・理解を前提としてケーススタディ等を内容とする、より高度な講習会である。</p> <p>基礎講習会^(注2)を始めとした講習会の受講機会の一層の確保のため、平成31年度の講習会の実施計画の策定に当たり、平成30年度に実施した講習会におけるアンケート結果を踏まえて、1会場での開催回数の増加や、開催地の増加を検討している。</p> <p>(注2) 基礎講習会とは、下請法等に関する基礎知識を習得する者を対象とした講習会である。</p> <p>また、新たな試みとして、北陸地方を担当する中部事務所では、平成31年2月から、中部事務所から遠距離にある富山県及び石川県におい</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>じ続けることになる」、「制度理解が親事業者に対する牽制効果となる」などの指摘あり。また、実際に参加した者の7割強が役に立ったと評価</p> <p>○ その主な理由（約7割）は、開催を知らないこと、及び、時間・場所の都合が合わないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国はHP等により開催案内をしているが、6～7割の事業者は、国が講習会を開催していることを知らず（意識調査63.4%、実地調査74.9%） ・ 国は毎年、通常、平日の昼間に開催（一部、土曜開催等の例あり）しているが、下請事業者からは、従業員が少なく、一人でも抜けると業務が回らないため、平日日中では参加困難などの声 	<p>て、下請法に関する相談会を開催し、個別の相談事案への対応を通じて、法制度への理解を求めている。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>下請取引適正化推進講習会の開催案内については、上記の公正取引委員会との連名通知による事業者団体等への協力依頼での周知のほか、経済産業局のメールマガジンに開催案内を掲載した。</p> <p>下請取引講習会^{（注3）}については、全国中小企業団体中央会のメールマガジンに開催案内を掲載したほか、WEBバナー広告の掲載、平成30年10月12日付け全国紙2紙にテレビドラマとタイアップした広告を掲載した。</p> <p>（注3）親事業者と下請事業者の適正な価格取引を推進するため、下請法及び下請ガイドライン、消費税転嫁対策特別措置法に係る3つの講習会を総じて下請取引講習会として開催している。</p> <p>下請事業者の受講機会を一層確保するため、価格交渉サポートセミナー^{（注4）}については、会場規模を拡大することにより、平成30年度の総受講者数を平成29年度より約2,000人増やして事業を実施している。</p> <p>（注4）価格交渉サポートセミナーは、下請等中小企業が取引先との価格交渉を行う際に、あらかじめ知っておくべき基本的な法律の知識、トラブル発生のおそれのある取引や価格交渉のヒントになる事項、ノウハウ等の普及定着を目的としている。</p> <p>また、下請取引講習会については、これまでも事業者からの休日に開催してほしいとの要望に応じて休日に開催しており、平成30年において、全国で2回休日開催している。</p> <p>今後もこれら講習会の開催に関するニーズを把握するため、講習会実施の際に、アンケート調査を実施し、開催の案内方法・開催時間・場所等についてニーズの把握を行うこととしている。</p> <p>案内方法について経済産業局からの直接的な案内を望むニーズや一部夜間開催のニーズがあり、平成31年度の講習会開催に当たっては、当該ニーズ等を踏まえた改善を図るほか、平成31年度以降も開催され</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>る講習会で当該アンケート調査を行い、引き続きニーズに即した講習会の開催に努めることとする。</p> <p>なお、講習会に参加した93.5%の参加者から「とても満足」もしくは「やや満足」のアンケート調査結果を得られており、今後は、下請事業者の受講機会の一層の確保に加えて、業界団体等と連携し、改善すべき業界特有の商慣行等に焦点を当てた講習会を実施するほか、取引条件の改善に向けた好事例を紹介するなど更なる満足度の向上に努めてまいりたい。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>平成30年9月に、地方整備局及び都道府県に対し、平成30年度「建設業取引適正化推進月間」期間内（11月）に建設業講習会を開催するに当たり、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定について、過年度における参加者状況等の開催実績を考慮の上決定するよう通知した。</p> <p>（「建設業取引適正化推進月間の実施について」（平成30年9月21日付け国土交通省土地・建設産業局長通知））</p> <p>当該通知を踏まえ、地方整備局の中には、以下のような新たな取組を行ったところもあり、その結果、受講者数が平成29年度より約600人増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成30年度の建設業講習会の開催案内を共催した都道府県ホームページにおいても周知した。 ii) これまで、一般社団法人建設産業専門団体地区連合会などの業界団体に対して文書で建設業講習会の開催案内をしていたが、より効果的に周知してもらうことができるようメールで周知した。 iii) これまで県内は県庁所在市のみで建設業講習会を開催していたが、平成30年度は、遠方からの受講者にも配慮して別の市でも開催した。 iv) FacebookやTwitterなどSNSを活用して建設業講習会開催を周知

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="163 284 533 316">2 相談窓口の利用等の状況</p> <p data-bbox="163 323 324 355">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="163 363 1115 571" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="174 371 1104 483">公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、相談等を受け付ける窓口が、下請事業者のニーズ等に応じ、その機能を一層発揮できるようにする観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="174 491 1104 563">① 公正取引委員会、経済産業省及び国土交通省は、その運用する相談窓口について、下請事業者に対する一層の周知を図ること。</p> </div> <p data-bbox="163 579 264 611">(説明)</p> <p data-bbox="163 619 342 651"><制度概要></p> <p data-bbox="163 659 1115 738">○ 国等は、下請事業者が抱える個別の問題の解決を図るため、事業者から相談等を受け付ける窓口を全国各地に設置</p> <ul data-bbox="197 746 1115 866" style="list-style-type: none"> ・ 公正取引委員会：本局及び地方事務所・支所 ・ 中小企業庁：本庁、経済産業局、下請かけこみ寺（公益財団法人全国中小企業取引振興機関協会に委託） ・ 国土交通省：地方整備局（駆け込みホットライン）、都道府県 <p data-bbox="163 914 342 946"><調査結果></p> <p data-bbox="163 954 1115 1074">○ 相談事案があっても実際に相談窓口を利用したことのある下請事業者は少数。主な理由は、窓口の存在を知らなかったことのほか、親事業者からの報復の恐れなど</p> <p data-bbox="197 1082 813 1114">⇒ 窓口周知の要望もあり、窓口の周知が必要</p> <ul data-bbox="197 1121 1115 1185" style="list-style-type: none"> ・ 意識調査の結果、禁止行為に該当し得る行為を受けたことがある下請事業者749社のうち、国等の相談窓口を利用したことがある下請事業者は2.9%(22社) 	<p data-bbox="1160 244 1249 276">した。</p> <p data-bbox="1160 323 1395 355">(公正取引委員会)</p> <p data-bbox="1149 363 2074 483">平成31年2月から、公正取引委員会が開催する消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会において、下請法に関する相談窓口一覧を配布して周知している。</p> <p data-bbox="1149 491 2074 563">また、平成31年以降、TwitterやFacebookなどのSNSを利用して、定期的に下請法に関する相談窓口を周知することを予定している。</p> <p data-bbox="1160 611 1339 643">(経済産業省)</p> <p data-bbox="1149 659 2074 770">平成30年11月、下請事業者（約20万社）に対し、下請法に基づく書面調査を発送する際、相談窓口を記載したチラシを配付し、相談窓口の周知・普及に努めた。</p> <p data-bbox="1149 778 2074 898">また、同年12月よりテレビドラマとタイアップした広報として、12月21日付けで専門紙1紙、12月26日付けで全国紙1紙に広告を掲載し、相談窓口の周知・広報を実施した。</p> <p data-bbox="1149 906 2074 978">今後も全国紙、地方紙47紙、WEB広告等様々な媒体を使用し、相談窓口の周知・広報を実施予定である。</p> <p data-bbox="1160 1026 1574 1058">(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p data-bbox="1149 1074 2074 1273">平成20年度から、厚生労働省との間で、下請事業者の保護を目的とした「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）を構築しており、厚生労働省（労働基準監督機関）が事業者に対して、下請法等に関するパンフレットを配布する等により、相談・申告窓口を教示することとしている。</p> <p data-bbox="1149 1281 2074 1401">平成30年11月、当該ネットワークの強化に併せて、厚生労働省から都道府県労働局に対し、短納期発注による長時間労働の特徴的な事例集が送付されているが、当該事例集に、公正取引委員会（本局及び</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
	<p>全地方事務所・支所）及び経済産業省（中小企業庁及び全経済産業局）の下請法に関する相談窓口（担当課及び連絡先）の一覧を添付しており、監督指導の結果、下請法上の問題が認められた場合、労働基準監督官が下請事業者に対して、これら相談窓口を教示することができるよう、労働基準監督官に対して、改めて相談窓口の周知を図った。</p> <p>（「働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁との通報制度等について」（平成30年11月16日付け厚生労働省労働基準局長通知））</p> <p>また、上記事例集及び相談窓口一覧は、全国社会保険労務士連合会及び一般社団法人中小企業診断協会にも送付しており、下請事業者からの相談対応に際し、これら相談窓口を教示するよう、各団体の傘下の会員に対して協力を求めた。</p> <p>（「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について（周知依頼）」（平成30年10月18日付け厚生労働省労働基準局監督課長通知）、 「労働基準監督署で把握した短納期発注による長時間労働の特徴的な事例について（周知依頼）」（平成30年11月中小企業庁経営支援課事務連絡））</p> <p>（国土交通省）</p> <p>平成30年9月に、地方整備局に対し、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を下請事業者等に送付する際、駆け込みホットライン、建設業取引適正化センターなど各種相談窓口を記載したリーフレットを同封の上、周知を図るよう通知するとともに、都道府県に対し、同様の措置を講ずるよう要請した。</p> <p>（「「各種相談窓口」及び「建設キャリアアップシステム」に関する周知について」（平成30年9月19日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室事務連絡））</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 経済産業省及び国土交通省は、親事業者からの報復に対する下請事業者の恐れへの対策の重要性や継続的なフォローを求める要望を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取組に着手すること。また、下請事業者からの下請法違反又は建設業法違反の申告・通報の処理結果の連絡の在り方について、必要に応じ関係機関と協議しつつ、検討・整理すること。国土交通省は都道府県に対して、通報事案の処理結果の連絡について、国の取扱いを参考にした対応が行われるよう技術的な助言を行うこと。</p> <p>③ 経済産業省は、下請かけこみ寺における相談事案のうち、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、経済産業省へ取り次ぐ事案についての運用ルールを徹底すること。</p> <p>④ 国土交通省は、地方整備局（駆け込みホットライン）における通報に対する事案処理について、改善措置状況の的確なフォローアップを実施するとともに、建設業の請負代金の支払に関する事案への対応について運用の統一化を行うこと。また、都道府県に対しても、事案の処理について、国の取扱いを参考にした改善・見直しが行われるよう技術的な助言を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><調査結果></p> <p>○ 意識調査の結果、国等の相談窓口を利用したことがある下請事業者22社のうち、半数の11社は問題解決につながらなかったと回答</p> <p>○ 下請事業者には、窓口の周知のほか、親事業者による報復の防止、継続的なフォロー、処理結果の連絡、問題解決への国の積極的な関与などの意見要望があるが、現場の窓口^(注)では、こうした要望に十分応えられていない状況がみられた。</p> <p>(注) 12下請かけこみ寺、7地方整備局及び10都道府県の事案の処理状況等を調査</p>	<p>(経済産業省)</p> <p>→② 平成30年11月、「「下請かけこみ寺」相談・ADRに係る事務手続きマニュアル」（以下「かけこみ寺事務処理マニュアル」という。）を作成している公益財団法人全国中小企業振興機関協会下請かけこみ寺本部（以下「下請かけこみ寺本部」という。）に対し、かけこみ寺事務処理マニュアルに相談対応後の親事業者との取引状況に関するフォローを盛り込むよう要請した。</p> <p>当該要請を受けて、平成30年11月、下請かけこみ寺本部は、かけこみ寺事務処理マニュアルを改定し、相談対応後のおおむね半年を目途に、下請かけこみ寺本部が相談者からその後の親事業者との取引の継続状況等について聴取することとした。</p> <p>また、同年11月から12月にかけて、全国の下請かけこみ寺相談員に対し、研修の場としても活用している「下請かけこみ寺事業に係る情報連絡会議」（以下「情報連絡会議」という。）において、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」における勧告事項及びそれを踏まえたかけこみ寺事務処理マニュアルの改定内容や今後の対応方法について研修を実施し、フォローアップ対象と思われる案件は、必ず相談受付時に、おおむね半年後を目途に取引の継続状況等を聴取することを説明し、了承を得ることなどの着実な実施を求めた。</p> <p>下請事業者からの下請法違反に係る申告・通報の処理結果の連絡の在り方については、関係機関である公正取引委員会と協議を重ね、検討・整理した結果、平成30年12月、「下請代金支払遅延等防止法に関する事務処理要綱」を改定し、公正取引委員会と同様、中小企業庁及び各経済産業局においても、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡することと見直した。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>◆ 親事業者による報復の防止及び継続的なフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査した機関では、1機関を除き、相談対応後、相談者と親事業者との取引の継続状況（報復に関する状況）を把握する取組は行われていない。 ⇒ 報復のリスクがなくなると国に相談できないとする事業者の声も踏まえ、対応が必要 建設業法関連の下請取引に関し、地方整備局及び都道府県において、事業者からの通報を端緒として親事業者に対する処分や指導を行った事案について、その後、親事業者が改善措置を講じたかどうかを確認していない例あり（191件の事案処理を抽出調査した結果、親事業者への指導が行われた17件のうち15件（地方整備局6件、都道府県9件）は、当該親事業者が改善措置を講じたか未確認） <p>◆ 事案の処理結果の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請法違反の申告に関して、公正取引委員会は、申告者のうち希望する者に対して処理結果を連絡しているが、中小企業庁及び経済産業局においては、申告者に処理結果を連絡していない。 建設業法違反の通報に関して、地方整備局及び都道府県によって、通報者への処理結果の連絡に関する取扱いが異なっている。 （調査した機関のうち、4都道府県では希望する通報者には連絡、2地方整備局1都道府県は事案に応じて連絡又は不連絡、2地方整備局2都道府県では事案にかかわらず連絡しない、という取扱い） <p>◆ 問題解決への国の積極的な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請かけこみ寺は、下請法違反になり得る相談事案については、相談者の意向に応じ指導等の権限を持つ経済産業局に取り次ぐこととされているが、相談者への意向確認が適切になされていないなどの例あり <ul style="list-style-type: none"> i) 相談者の意思の確認が不十分な例 7下請かけこみ寺において、厳正な法の執行を求めるかの意向を相談者に明示的に確認せず、相談者からその旨の発言がない場合は経済産業局に取り次 	<p>→③ 平成 30 年 11 月、かけこみ寺事務処理マニュアルを作成している下請かけこみ寺本部に対し、かけこみ寺事務処理マニュアルに、下請法違反になり得る事案の取扱いについて、法の執行に関する相談者の意思の確認方法を明確化するとともに、中小企業庁へ取り次ぐ事案についての運用ルールを盛り込むよう要請した。 当該要請を受けて、平成 30 年 11 月、下請かけこみ寺本部は、かけこみ寺事務処理マニュアルを改定し、下請法違反のおそれのある事案については、相談者に下請法の申告制度を説明するとともに、行政による法の執行に関する意思を明示的に確認することとしたほか、下請かけこみ寺から中小企業庁への取り次ぎ方法も明確になるよう見直した。 また、同年11月から12月に全国の下請かけこみ寺相談員に対して研修の場としても活用している情報連絡会議において、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」における勧告事項及びそれを踏まえたかけこみ寺事務処理マニュアルの改定内容や今後の対応方法について研修を実施し、かけこみ寺事務処理マニュアルに沿った相談者への意思確認及び中小企業庁への取り次ぎの着実な実施を求めた。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>→② 平成 30 年 9 月に開催した地方整備局の建設業法令遵守担当者会議の場において、総務省による勧告の趣旨・内容等を説明した。 また、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守の徹底のために各種取組を行っている「建設業法令遵守推進本部」^{（注5）}の平成 31 年度の活動方針に、相談対応後の取引状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組んでいく予定である。 （注5）「建設業法令遵守推進本部」とは、各地方整備局に設置され、毎年度策定する活動方針に基づき、建設業者の法令違反情報等の収集、報告徴収や立入検査の実施等を行っている組織である。</p>

勧告事項等	各府省が講じた改善措置状況
<p>がず</p> <p>ii) 相談者の意向に十分対応していないと考えられる対応例 中小企業庁の方針では、相談者が親事業者との取引の継続を希望しつつも、法の厳正な執行を求めている場合は経済産業局に取り次ぐこととされているが、3下請かけこみ寺において、相談者自身で経済産業局や公正取引委員会に申し出るよう求めるなどの独自の運用の例あり ⇒ 経済産業局に取り次がれて必要な指導等がなされるべき事案が、取り次がれることなく埋没してしまうおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方整備局及び都道府県において、建設業の請負代金の支払に関する事案に関して、事実確認を行い、指導を行うといった行政側として関与できる余地があるにもかかわらず、民事契約に関するものとして案内・教示で処理完了とする取扱いとする例あり (10機関のうち8機関) 	<p>なお、通報事案の処理結果の連絡方法等については、関係機関から運用実態を聴取しているところであり、都道府県への技術的な助言を含めて、引き続き対応を検討・整理する。</p> <p>→④ 平成30年9月に開催した地方整備局の建設業法令遵守担当者会議の場において、総務省による勧告の趣旨・内容等を説明した。</p> <p>また、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守の徹底のために各種取組を行っている「建設業法令遵守推進本部」の平成31年度の活動方針に、通報事案の改善措置状況のフォローアップの実施を盛り込み、取り組んでいく予定である。なお、平成30年11月、先行的に、過年度に契約書面の不交付があったとして、建設業法違反等により行政指導を行った元請負人に対し、その後、同様の違反行為が行われていないか、改善措置状況を確認するため立入検査を実施している。</p> <p>さらに、例年4月に地方整備局及び都道府県の担当者を対象に国土交通大学校で開催している建設産業研修において、請負代金の支払に関する事案への対応方法について、直ちに民事不介入として建設工事紛争審査会や建設業取引適正化センター等に相談するよう求めるのではなく、相談者である下請負人から十分に事実確認を行った上で、必要に応じて元請負人からも事実確認を行うという国土交通省本省の考え方を周知徹底し、運用の統一化を図る予定である。</p> <p>また、平成31年度第一四半期に開催予定の国土交通省と各都道府県の建設業担当課長等を出席者とする上期ブロック監理課長等会議においても、都道府県に対し、通報事案の処理について国土交通省の考え方を周知する予定である。</p>